

吉野山における農業的土地利用とその変化

小 田 匡 保

I. はじめに

筆者はこれまで、修験道の山岳聖域大峰について、地理学的見地から研究を進めてきた。その成果のいくつかは既に公表してきた¹⁾が、本稿では視点を山上から山麓に移し、大峰の北麓に位置する吉野山について検討を加えようとするものである。

吉野山と言えば、筆者の研究の流れからして、またその本来の性格からしても、山岳宗教集落あるいは門前町としての側面がまず浮かび上がってくる。吉野山は古代以来修験道の拠点として栄え、現在も修験道の一大中心地であり続けてきている。それとともに、吉野山は、桜と南朝の史跡で知られる遊覧地としての性格も持っている。西行や芭蕉をはじめとして、古くから数多くの人々がこの地を訪れ、彼らの書き残した紀行文・詩歌も多い²⁾。

しかしながら、本稿では、第三の側面とでも言うべき吉野山の農業生産の側面に焦点を当ててみたい。吉野山を農村と呼ぶのは、上述の吉野山独自の性格に照らしてみても、また現在の当地の景観を眺めても、あまり適当とは言えないであろうが、しかし、かつて吉野山がかなりの農業生産力を持っていたこともまた事実なのである。

農業生産力と必ずしも厳密には一致しないものの、それを計るひとつの指標として近世の石高を見てみる³⁾と、吉野山の石高は、公には853石9斗にのぼっていた⁴⁾。これは、『天保郷帳』による全国の藩政村の平均村高482石に比べて2倍に近く、大和国の平均村高370石の2.3倍である⁵⁾。吉野山周辺の藩政村と比べれば、その大きさはいっそう際だつ。図1は、現在の吉野町域における藩政村別の石高（『天保郷帳』による）を表わしたものであるが、吉野山以外に500石以上の村がなく、吉野山の石高がまわりの村々に比べて突出していることが理解できよう（1村あたりの平均石高は240.5石）。吉野郡全域にまで対照範囲を広げても、吉野山より石高の多いのは、下市と阿知賀の2村（ともに現下市町）にすぎない⁶⁾。

さらに、吉野山の石高が853石9斗であるというのは、近世の表向きの数字（表高）であって、実際には2014石7斗3升4合にも達していた⁷⁾。この石高の増加は、寛文10（1670）年の検地の際の出高（増加分の高）によるものであり⁸⁾、吉野山は近世初期に既に2000石を越す農業生産力を保持していたのである。

もちろんこのような石高の大きさは、吉野山の面積の広さ⁹⁾とも無関係ではないのだが、それ

表1 吉野山における戸数・人口の推移

年	戸数*	人口	典拠
1869	約290**		『神仏分離史料』 ¹⁾
1873	340	1418	『日本地誌提要』 ²⁾
1875	307	1394	『共武政表』 ³⁾
1883	319***	1445	「村誌」 ⁴⁾
1884	332	1559	『地方行政区画便覧』 ⁵⁾
1912頃	365	1989	『吉野郡史料』 ⁶⁾
1930		1653	『吉野町誌』 ⁷⁾ 掲載の国勢調査データ
1932	352	1629	『吉野町誌』
1960	367(373)	1617	農業集落カード 同掲載の国勢調査データ
1965	(344)	1418	農業集落カード掲載の国勢調査データ
1970	338		農業集落カード
1980	366		農業集落カード

* ()内は世帯数である。

** 百姓町人の家数で、この他に寺院が34ある。

*** この他に神社が11戸、寺院が5戸ある。

出典 1) 本文注4) ④432頁。

2) 『日本地誌提要第1巻——明治前期地誌資料——(内務省地理局編纂善本叢書4)』、ゆまに書房、1985、104頁。
「名邑」のひとつとして、「吉野」が挙げられている。

3) 陸軍参謀部編『共武政表(明治8年版)』、青史社、1976、(巻1)4丁。

4) 本文注11)。

5) 『地方行政区画便覧上——明治前期地誌資料——(内務省地理局編纂善本叢書27)』、ゆまに書房、1985、175頁。当地の戸長役場は、吉野山のみを所轄範囲として設置されていた。

6) 奈良県吉野郡役所編『吉野郡史料(下巻)』、名著出版、1971、34頁。

7) 本文注16) 6頁。なお同書は、1932年の本籍戸数を435戸、本籍人口を2377人とする。

り¹²⁾、また宝暦12(1762)年の領内の総人数が2425人との報告もあって¹³⁾、戸数・人口とも明治期以降よりかなり多かったようである。

次に生業構成については、近世末の状況を伝える明治2(1869)年の記録¹⁴⁾に、「当山百姓町人家業大略」として、25%が「百姓家業」とされている。修験者を中心とする宗教者がこの中には含まれていないものの、約3割の家が農業に携わっていたことが分かる。ちなみにこの記録によれば、45%が「諸国参詣人ニ付、諸商売并手持」つまり商工業・サービス業に従事して門前町らしい特色を見せており、あと10%が「山持」すなわち林業関係、残り20%が「寺院之配札、花供懺法知識初穂出持」とあって、俗人も金峰山寺の宗教活動の一端を担っていたことがうかがえる。

明治16(1883)年の「村誌」¹⁵⁾には、より具体的に職業別の戸数が記されている。その内訳は、「農耕」104戸(33%)、「山林培植」30戸(9%)、「旅人ノ宿泊」40戸(13%)、「商売」70戸(22%)、「諸工」40戸(13%)、「運踰」35戸(11%)となっており、農業が相変わらず3割を占めている。修験道が廃止され蔵王堂が金峯神社口ノ宮と称されていた時期であり、前述の「寺院之配札、花供懺法知識初穂出持」に相当するものは見られなくなっている。

50年ほど下って、昭和7（1932）年の統計¹⁶⁾では、農業112戸、林業6戸、工業19戸、商業86戸、交通業4戸、公務および自由業34戸、日雇業64戸、その他27戸という数字が出ている。農業は最も数が多く、全体の31.8%とやはり3割を占めている。次に多いのは24.4%の商業で、この比率も明治16年とほぼ同じである。

こうしてみると、明治期から昭和の戦前まで、吉野山の職業構成の中心を占めていたのは、商業と並んで農業であり、その戸数は100戸、割合は全体の3割を超えていたことが分かる。

この状態は、第二次世界大戦後1960年頃まで続くと思われるが、しかしながら、100戸を数えた吉野山の農家は、1960年代以降激減をする。このことについては、次章で再度触れることにしたい。

III. 吉野山の農業——農業集落カードの分析から

1960年代以降の農業を集落ごとに見ていくうえで、農業センサスに伴う農業集落カードは有用である。幸い吉野山は「農業集落」の1単位として設定されており、農業集落カードのデータがそのまま利用できる。本章では1970年、75年、80年、85年の農業集落カードを資料として、近年の吉野山の農業について概観しておきたい。

まず農家数の推移について見てみたい。表2を見ると、吉野山の戸数がそれほど変わらないのにもかかわらず、1960年以来農家数が激減していることが分かる。1985年の農家数は23戸に落ち込み、1960年に37.3%あった農家率は、1985年にはおそらく10%を切っているであろう。1980年のデータによれば、吉野山では農家数よりも林家数のほうが多いという結果が出ている。

次に農業経営規模については、上述の激減直前の段階においても、非常に小さいものであった。表3を見てのとおり、1960年当時、既に第2種兼業農家が総農家数の85.4%を占めている

表2 吉野山における農家数と林家数の推移

年	戸数	総農家数	農家率 (%)	田のある農家数	農家林家数*	林家数**
1960	367	137	37.3	…	60	…
1965	…	123	…	…	…	…
1970	338	109	32.2	17	48	76
1975	…	73	…	3	32***	…
1980	366	46	12.6	4	34	76
1985	…	23	…	1	9	…

(農業集落カードによる)

… はデータの無いことを示す。

* 0.1ha以上山林を保有している農家（農家林家）の数。

** 保有山林面積が0.1ha以上の世帯および林業に年間30日程度以上従事している世帯員のいる世帯の数。

*** 1975年の農業集落カードでは34となっているが、1980年・1985年の農業集落カードの数値を採用した。

表3 吉野山における専業・兼業別農家数の推移

年	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	総農家数
1960	11(8.0)	9(6.6)	117(85.4)	137(100.0)
1970	8(7.3)	- (0.0)	101(92.7)	109(100.0)
1975	3(4.1)	1(1.4)	69(94.5)	73(100.0)
1980	2(4.3)	- (0.0)	44(95.7)	46(100.0)
1985	2(8.7)	1(4.3)	20(87.0)	23(100.0)

(農業集落カードによる)

括弧内は比率 (%)

表4 吉野山における経営耕地面積別農家数の推移

年	0.3ha 未満	0.3- 0.5ha	0.5- 1.0ha	1.0- 1.5ha	総農 家数	1戸当り経営 耕地面積 (ha)	農産物販 売農家数
1960	118	13	6	-	137	0.174	?
1970	90	12	6	1	109	0.185	16
1975	63	8	2	-	73	0.147	3
1980	43	3	-	-	46	0.133	1
1985	21	2	-	-	23	0.136	2

(農業集落カードによる)

農業集落カードで例外規定に入れられている農家は、0.3ha未満に含めた。

し、また表4に示した如く、農家1戸あたりの経営耕地面積は、1960年でも0.174haにすぎない。さらに、農産物の販売をしている農家数がわずかである(表4)ことも、吉野山の農業がほとんど自給目的で営まれていることを表わしている。元来規模の小さかった吉野山の農業経営は、この30年間いっそう小規模化していると言えよう。

では、同じく農業集落カードを利用し、吉野山の近年の土地利用について概観してみたい。といっても、属地的データは1980年の農業集落カードに限られるのだが、それによれば、農業集落(吉野山)内の土地面積は、田1ha、畑7ha、山林・原野1008haという結果が出ており、宅地・池沼などの面積を捨象すれば、林野率99.2%と、圧倒的に林野の占める割合が大きいことが分かる。

次に、土地利用の経年的変化が追える次善の策として、林野が除かれてはいるが、経営耕地面積をとりあげてみたい。経営耕地面積は属人的データではあるが、ある程度属地的データを反映しているものと思われる¹⁷⁾。表5は、1960年以降の吉野山の経営耕地面積の推移を示したものである。これによると、吉野山では耕地の大部分が畑であることが理解される。このことは、表2に示した田のある農家数の少なさからも確認されよう。そして、経営耕地面積が年々減少していること、特に田は現在ほとんど存在しないことも読み取れる。さらに興味深いのは、1970年代に作付けをしていない畑がかなり見られることである。

畑作中心という傾向は、農作物の収穫面積からも見てとることができる。表6を見ると、1960年においても稲の占める割合は低く、野菜が最大の作物となっている。この特色は、年を追って全収穫面積が減少しても変わらず、1985年には稲の収穫面積がほとんど皆無になり、吉野山の農業は自家用の野菜が細々と作られているだけという状態になっている。

表5 吉野山における経営耕地面積の推移

年	田		畑		樹園地	計	保有山林**	耕作放棄地
		不作付地*		不作付地*				
1960	4.3 (18.1)	?	19.2 (80.7)	?	0.3 (1.3)	23.8 (100)	132.6	?
1970	3.50 (17.3)	0.80	14.50 (71.8)	6.10	2.20 (10.9)	20.20 (100)	231.0	?
1975	0.79 (7.4)	-	7.87 (73.3)	3.02	2.07 (19.3)	10.73 (100)	183.5	1.16
1980	0.68 (11.1)	-	4.67 (76.3)	0.20	0.77 (12.6)	6.12 (100)	163	0.87
1985	0.10 (3.2)	-	2.58 (82.7)	-	0.44 (14.1)	3.12 (100)	91	0.16

(農業集落カードによる)

単位：ha

() 内は総経営耕地面積に占める割合 (%)。

* 過去1年間に作付けしなかった面積 (内数)。

** 保有山林面積は農家林家のものであり、林業専門家の保有分は含まれていない。
また、山林保有面積が0.1ha未満の農家の分も、この中に入っていない。

表6 吉野山における作物種類別収穫面積の推移

年	稲	麦類・雑穀	いも類	豆類	工芸作物	野菜類	その他	計 (のべ)
1960	4.4	3.9	4.3	3.4	3.2	10.2	?	(29.4)*
1970	2.50	-	2.10	0.80	0.20	4.00	0.35	9.95
1975	0.52	-	0.59	0.12	0.01	2.02	0.56	3.82
1980	0.68	-	0.49	0.12	0.02	3.85	-	5.16
1985	0.10	0.01	0.28	0.03	0.02	2.00	0.23	2.67

(農業集落カードによる)

単位：ha

* 1960年は、値が不詳の「その他」を除いて合計した。

IV. 吉野山の土地利用——土地台帳の分析から

以上、農業集落カードを通じて近年の吉野山の農業について概観してきたが、次に本章では、吉野町役場所蔵の土地台帳を利用して、吉野山の土地利用を空間的に把握してみたい。

(1) 土地台帳の資料的制約

まず、土地台帳の資料としての制約について触れておきたい。台帳上の現在の吉野山の地目別面積は、表7のとおりである。それらを合計した吉野山の総面積は約474.67haということになるが、これはII章で述べた吉野山の公的面積10.65km²に比べ、その44.6%しか計上されていない。つまり土地台帳のうえでは、吉野山の面積は実際の半分弱の広さしか記載されていない訳である¹⁸⁾。

その一方、土地台帳の田畑の面積を、農業集落カードのそれ(表5参照)と比較してみると、年次のずれや属地データと属人データの違いがあるにしても、土地台帳の田畑の面積は、農業集落カードの田畑面積の10倍以上の数字が出ていることが分かる。一般的には、農業集落カードのほうが土地利用の実態に近いと考えられる¹⁹⁾から、実際は山林・原野になっているような場合でも、土地台帳上は地目変更の手続きをせずに田畑のままになっていることが多いと思われる。このように土地台帳は、土地利用の実態や正確な面積を知るうえでは問題があるのであるが、明治期からの土地に関するデータを、位置を特定しながら経年的に把握できるという点では、やはり貴重な資料である。

表7 土地台帳による現在の吉野山の地目別面積

地目	田	畑	宅地	山林	保安林	境内地	公園	その他	合計
面積(ha)	2.66	37.64	10.65	381.95	10.88	10.20	10.73	9.96	474.67
比率(%)	(0.6)	(7.9)	(2.2)	(80.5)	(2.3)	(2.1)	(2.3)	(2.1)	(100.0)
筆数	86	1133	543	2113	38	56	47	302	4318

(1989年12月末現在、吉野町役場の集計による)

(2) 地目別面積の変化

土地台帳による現在の吉野山の地目別面積については、表7に示したとおりで、山林が80%以上を占めており、耕地(田畑)は10%に満たない。ところで、この種の集計はいつ頃までさかのぼって行ないうるのであろうか。土地台帳の記載事項の古いものを捜すと、明治21(1888)年11月の記事がいくつか見られる。これは、吉野村が合併成立した明治22(1889)年4月の直前にあたり、本台帳は吉野村の成立に際して、事前に整備されたものと考えられる²⁰⁾。したがって、本台帳の当初の記載は、明治21年当時の地番ごとの地目・等級・反別・所有者・地価などを示していることになる。

本来ならば、このような土地台帳の記載に基づき、本章の主眼とする地目ごとの面積につい

表8 土地台帳による明治期の吉野山の地目別面積

年	田	畑	宅地	山林	その他	合計
1883	1757,20 (4.1)	5759,17 (13.5)	847,28 (2.0)	33266,22 (78.0)	990,18 (2.3)	42622,15 (100.0)
1889	1853,12 (4.2)	6682,13 (15.0)	855,03 (1.9)	34855,00 (78.1)	378,29 (0.8)	44624,27 (100.0)
筆数	432	1920	373	906	114	3745

単位：畝（ただしコンマ以下は歩の値をそのまま示している）

括弧内は比率（％）

「その他」の中身は、1883年は藪、1889年は原野・学校地・池・墓地である。

出典：1883年は本文注11）、1889年は吉野町役場資料。

て、年次を決めて集計すべきところである。しかしながら、吉野山の地番は1から3519番まであり、枝番を含めて現在筆数が4318筆と非常に多いこと（表7参照）、合筆・分筆の際に古い台帳を廃棄している場合がまれにあること、社寺境内地の台帳があとから作成されたものらしいことなどの理由により、地目ごとの面積の集計は断念した。

そのかわり、明治期の土地台帳上の地目別面積については、原台帳の記載によると思われる明治16(1883)年の村誌の数字²¹⁾と、たまたま土地台帳の末尾に綴じ込まれていた明治22(1889)年の集計結果²²⁾が参考になる(表8)。この統計を表7の現在の地目別面積と比較することにより、明治期から現在への土地利用の変化を概観してみたい。

まず、明らかに読み取ることができるのは、耕地（田畑）面積の激減である。明治22年に約19町歩（18ha）あった田は3haに、約67町歩（66ha）あった畑も38haにそれぞれ減少している。現在の実際の耕地面積はこの数字よりもさらに小さいであろうことは、先に述べたとおりである。表5からうかがえる1960年の経営耕地面積も、やはり明治期に比べれば格段に少なく、耕地面積の減少が1960年以前に既に起こっていることを示している。

その一方、山林面積は明治22年の約349町歩（346ha）から現在382haに増加し、保安林を含めると、現在の山林面積は393haになっている。ここで興味深いのは、田畑面積の減少分が44.35ha、山林（含保安林）面積の増加分が47.16haであり、両者がかなり近似した数字になっていることである。田畑が宅地や鉄道・道路用敷地に転用されているケースもあるが、宅地面積が2haほどしか増えていないことや、鉄道・道路用敷地が現在それぞれ約1ha、2haしかないことを考慮すれば、減少した田畑面積のかなりの部分が山林になっていることが予想されよう。

(3) 土地利用変化の具体例

次に、地筆ごとに地目を地籍図²³⁾に落とすことにより、土地利用の変化を空間的に把握してみたい。もっとも、上述したように吉野山の地筆数は非常に多く、現在では4000筆を超えるため、本稿で1枚の図にコンパクトに収めるのは困難である²⁴⁾。そこで、三つの範域(図2参照)を例として取り出し、それぞれの土地利用図を作成する²⁵⁾ことにより、吉野山全体の土地利用変化を

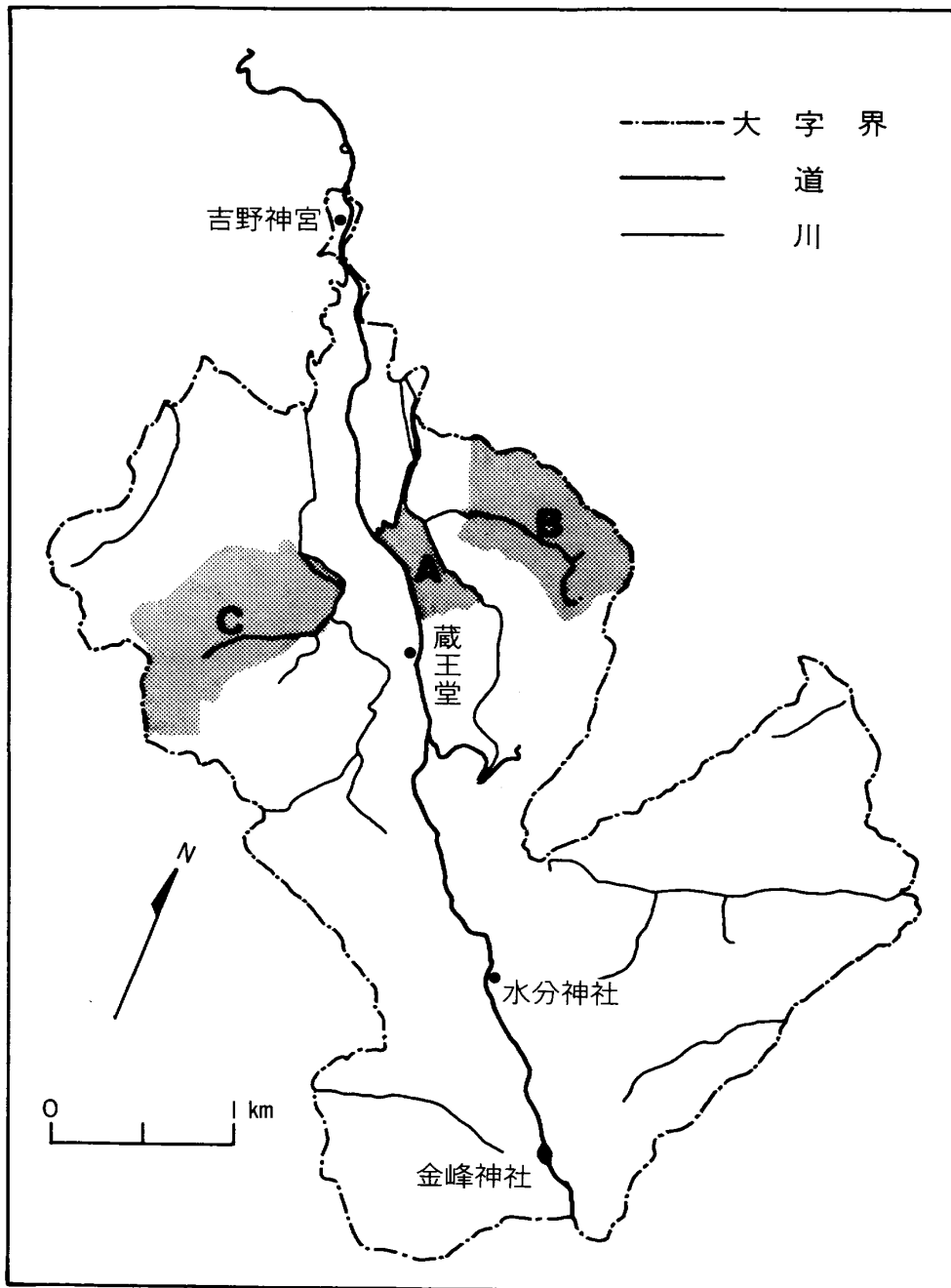


図2 土地利用図を作成した領域の位置

A: 北畑付近 (図3～図6)

B: 穀屋田付近 (図7～図10)

C: 宝泉坊・冷水付近 (図11～図13)

注) 吉野山の範囲 (大字界)・道・川は、地籍図による。北西方向に道がのびているが、現在の吉野神宮付近から六田の一の坂まで、道だけが吉野山の所属になっている。

推測することにした。

まず図3～図5は、七曲坂から黒門・銅鳥居を経て (野際の) 中町に続く尾根道の東斜面部分の小字分布図と土地利用図 (明治21年と平成2年) である。図の右端には、温泉谷の川が流

れている。小字²⁶⁾で大部分を占めるのは「北畑」で、明治期(図4)には、名前のとおり「北畑」を中心として、小字チンビ・関屋の区域も含め畑が広く分布している。その他に、ため池・谷川の水を利用した田がわずかに見られる(図域には入っていないが、川の右岸には田が細長く続いている)。尾根の門前町の部分(小字土橋・下町・中町)は、宅地の背後斜面に山林(藪²⁷⁾)が広がり、その藪と下方の畑の境がちょうど小字界と一致している。

現在の図(図5)に目を移すと、宅地が若干増えていることとともに、田畑のかなりの部分が山林に変わり、田は1筆しか存在しないことが分かる。この間の変化を理解しやすくするために、田・畑・池²⁸⁾から山林に変換した地筆だけを取り出して、変換年とともに図示した²⁹⁾(図6)。それを見ると、集落から離れた斜面下部の方に、山林化した田畑の多いことが読み取れる。ただし、川沿いの田が山林化するのには、この図中では最も新しく、昭和46年である。なお、七曲坂を登って少し南行した所(小字関屋・チンビ)の畑が、明治42~43年に早くも山林になっている。ここは、広い面積を占める下千本の公園地に隣接する所で、おそらく桜を植樹したケースが多いと考えられ³⁰⁾、他の区域の山林化とは状況が異なる。

次に、図7~図9は、小字「穀屋田」の谷を中心とする部分の小字分布図と土地利用図(明治21年と平成2年)である。図の右上方は小字舟岡山で、大字界の北は丹治・飯貝である。谷の下流になる図の左端は、温泉谷との出合に近い。明治期(図8)には、谷筋に小区画の田が並び、その斜面上方に隣接して畑が散在し、他はすべて山林という土地利用になっている。谷の田畑の部分がおよそ小字「穀屋田」の範囲に一致をするということは、近世に穀屋領が9石8斗6升8合(うち寛文10年出高3石8斗6升8合)あった³¹⁾ことを考え合わせるとまことに興味深い。今は詳論する余裕がない。

この図域の現在の土地利用(図9)は、田畑の部分がほとんど山林化し、下流部などにわずかに耕地が残っているだけという状態になっている。先ほどと同様に、山林化した田畑だけを取り出して、その変換年を図示してみる(図10)と、谷筋から斜面を上った高所にある耕地は、大正期の終わりまでに山林になっているのに対し、谷筋の川沿いの耕地は昭和36年(正確には昭和37年)以降徐々に山林に変換していることが分かる。

三つめに図示するのは、宝泉坊から冷水を経て桜峠方向に続く谷筋を中心とする範囲の小字分布(図11)と土地利用(図12:明治21年)である。図下方の大字界の西は、下市町大字立石である。小字宝泉坊・尾花平を中心に、川に沿って谷の奥の方まで田が開かれている。谷奥の田は、1筆の面積がかなり大きい³²⁾(北畑・穀屋田付近の図に比べ、図の縮尺は小さくなっている)。畑は、左曾川南斜面の小字サガ峯付近に多く分布している。田畑以外はすべて山林である。

この図域の地目は、現在すべて山林になっているので、現在の土地利用図は割愛した。田畑が山林化した年を図化した図13では、谷奥やサガ峯の田畑が昭和初期までに山林となっているのに対し、集落に近い宝泉坊・尾花平の川沿いの田は、昭和36年以降(正確には昭和45年以降)

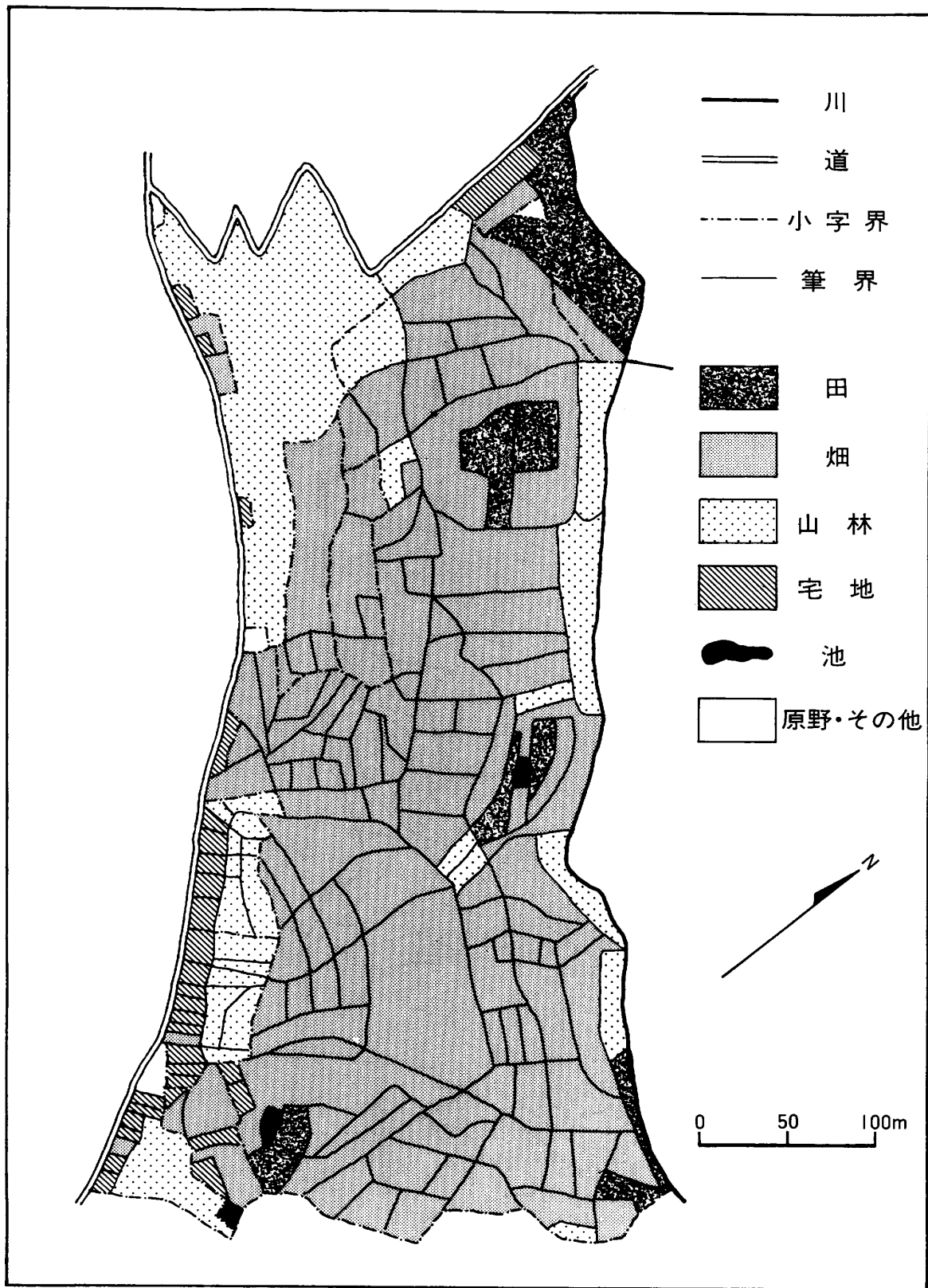


図4 北畑付近の土地利用図（明治21年）

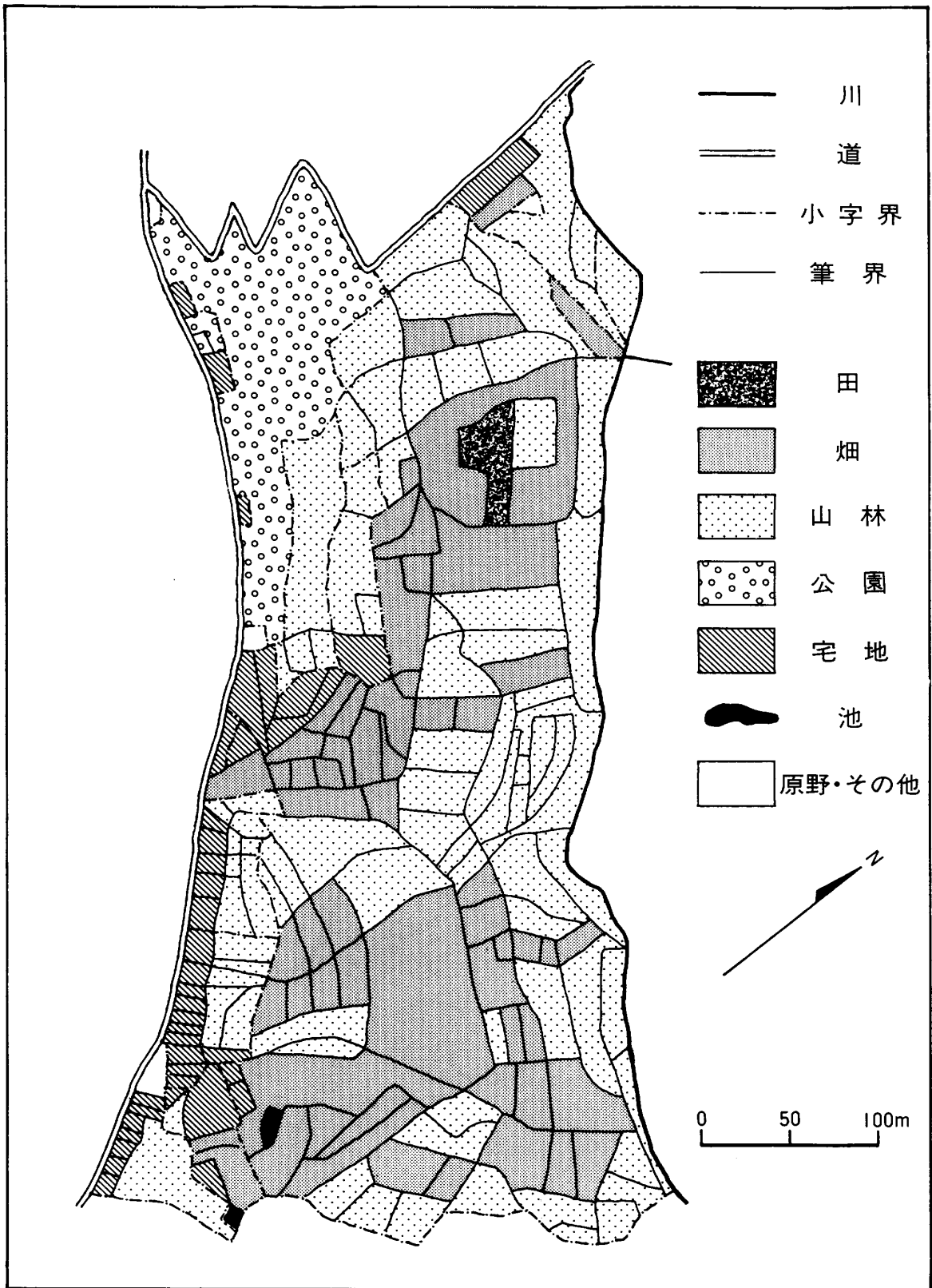


図5 北畑付近の土地利用図（平成2年）

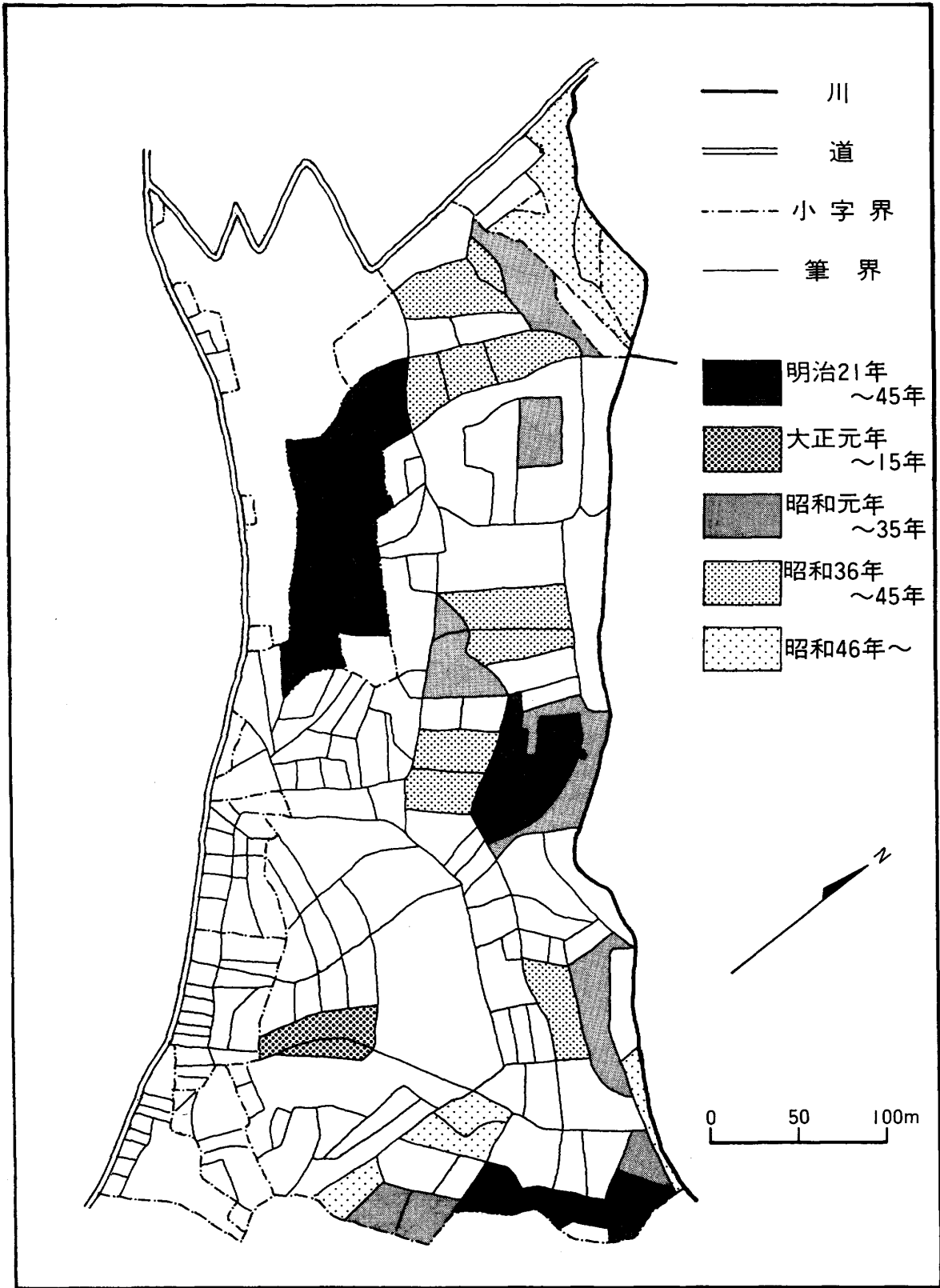


図6 北畑付近における地筆別山林変換年

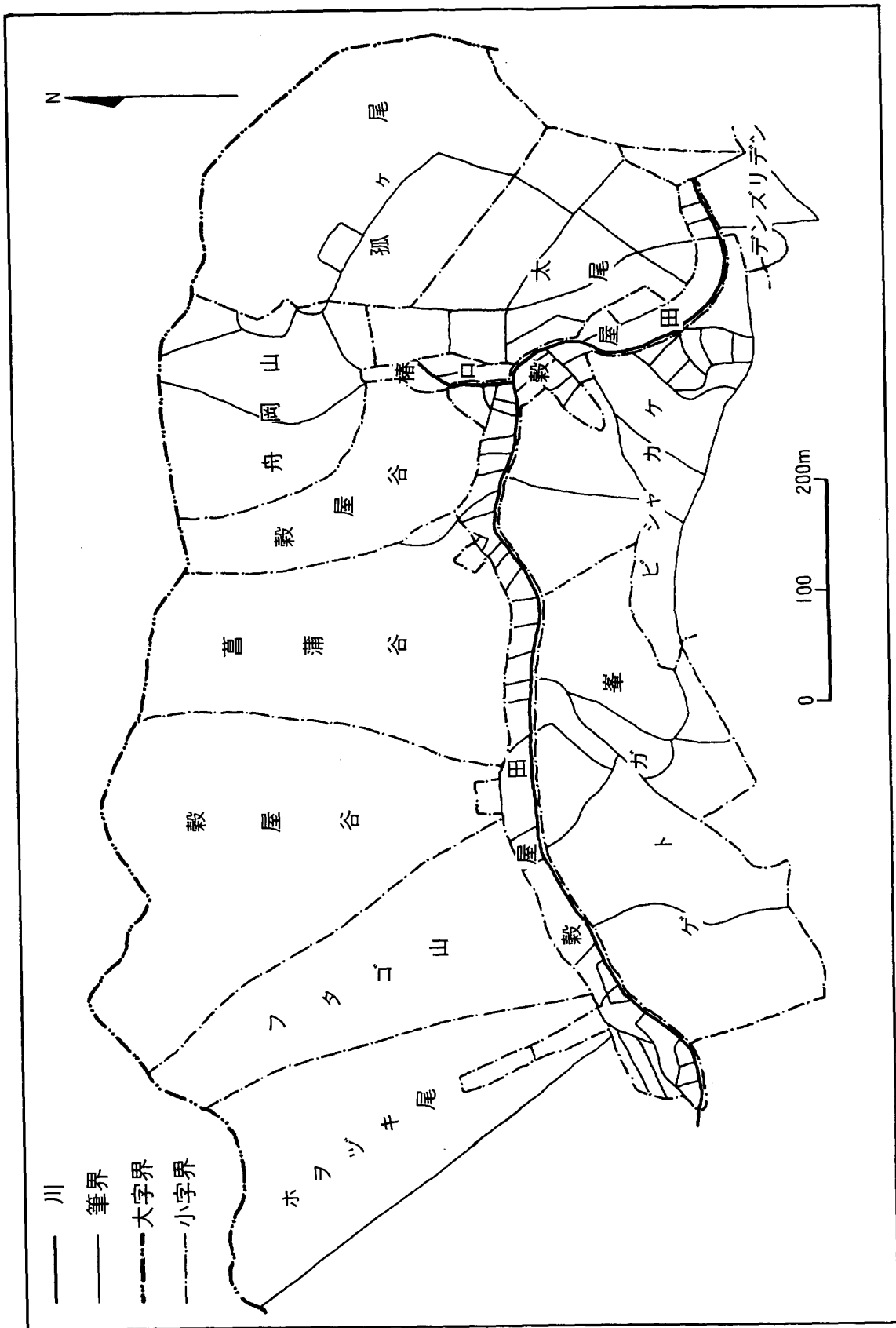


図7 穀屋田付近の小字分布図

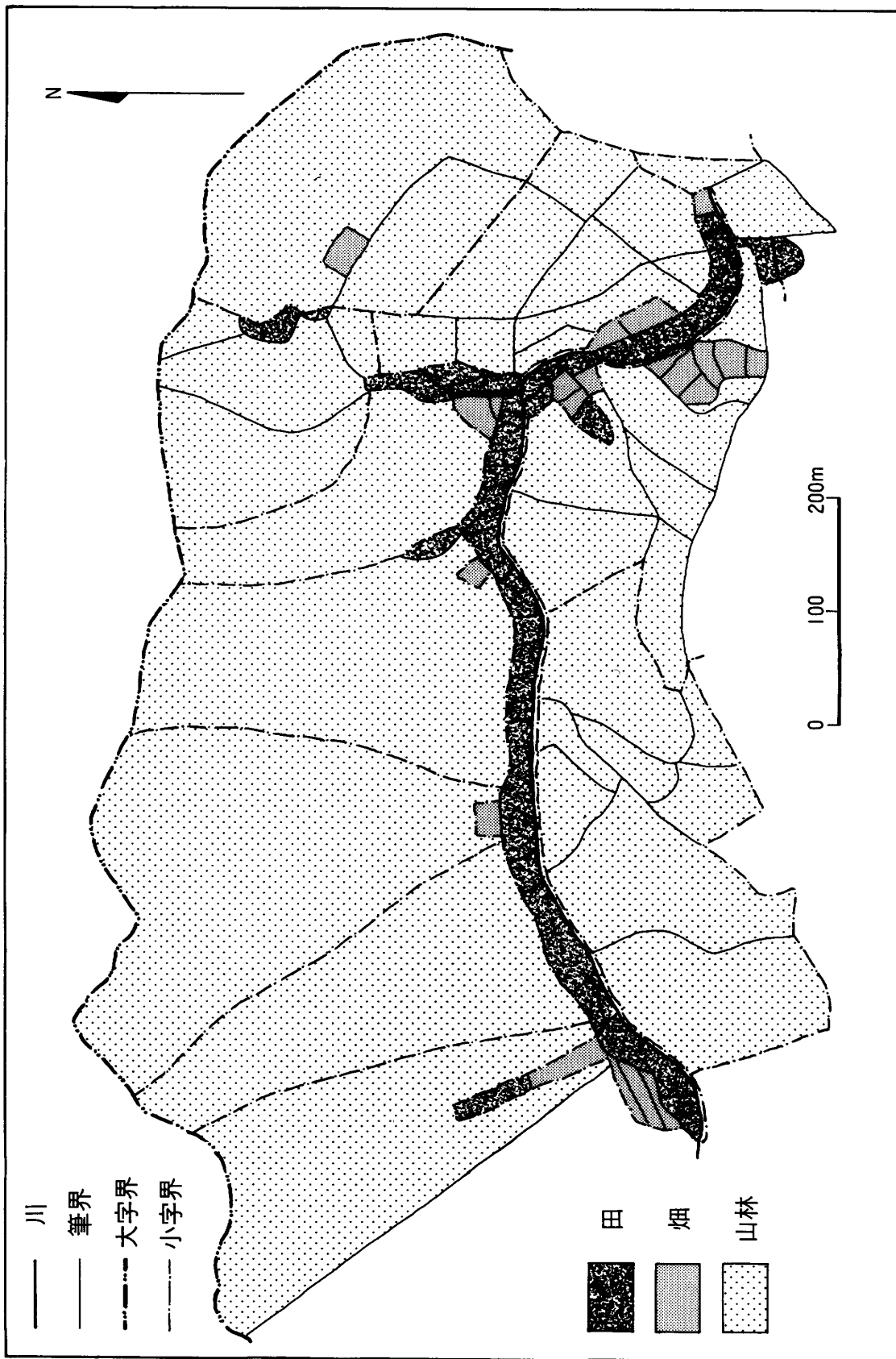


図 8 戴屋田付近の土地利用図 (明治21年)

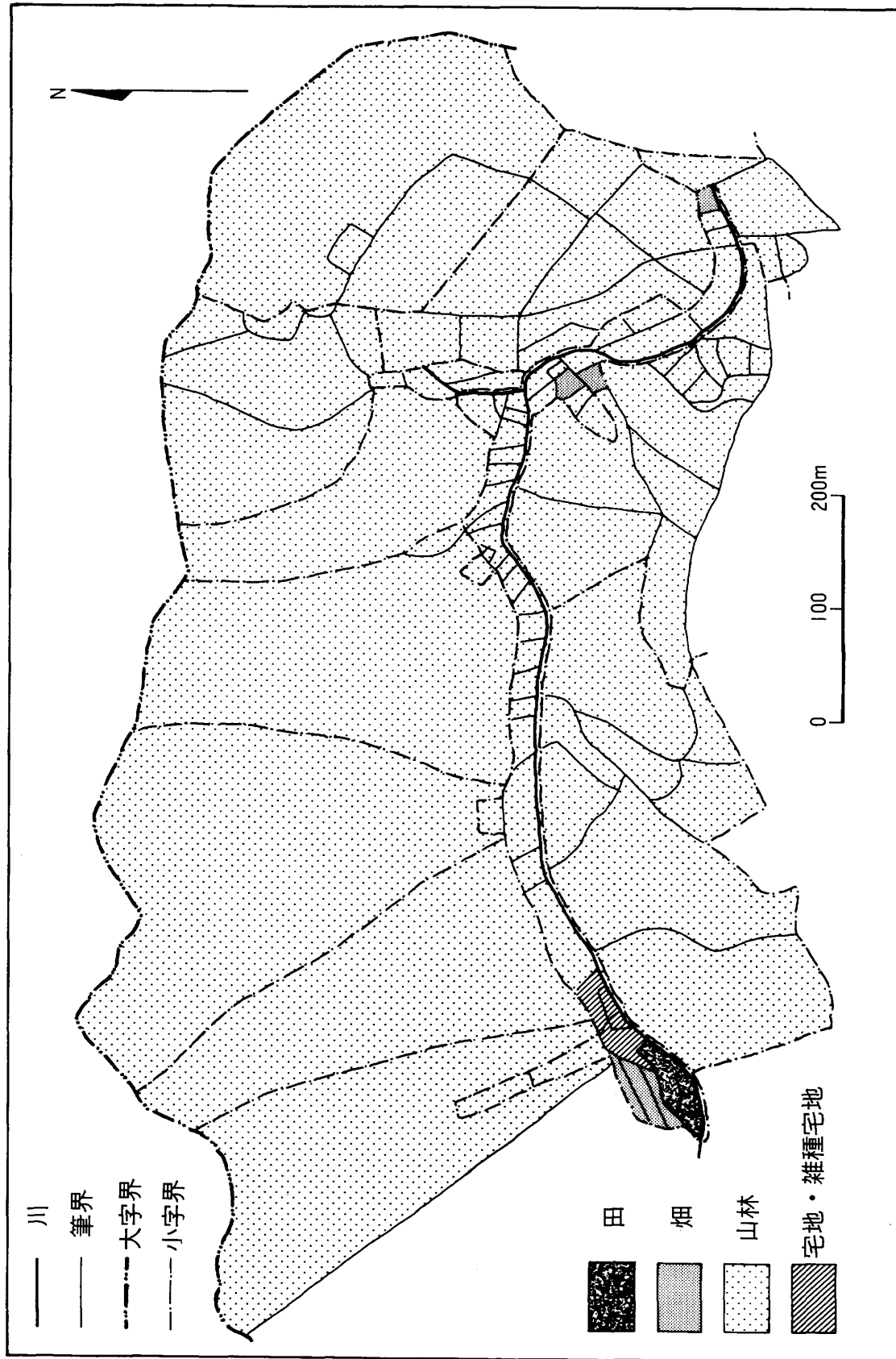


図9 鞍屋田付近の土地利用図 (平成2年)

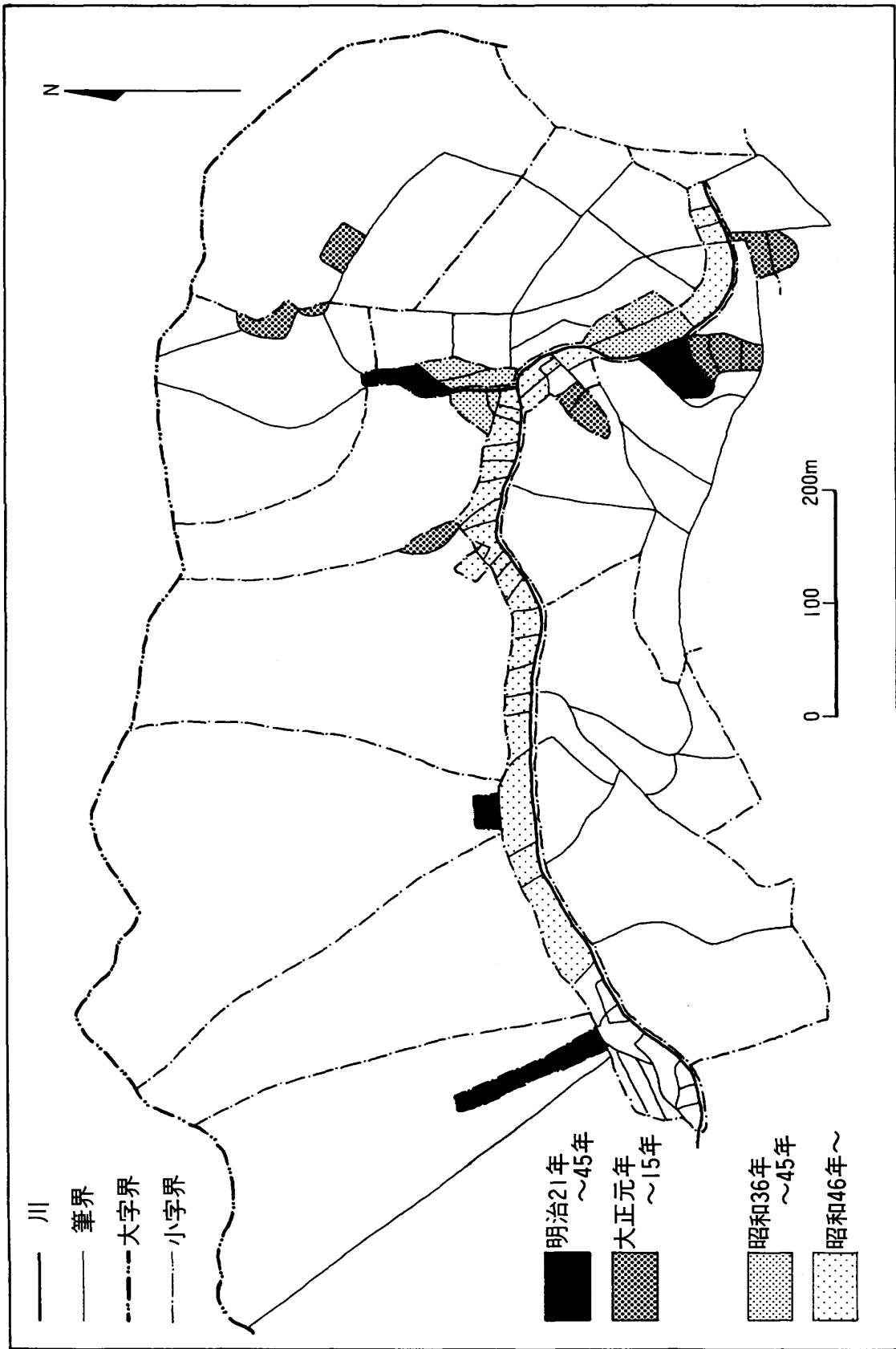


図10 載屋田付近における地筆別山林変換年

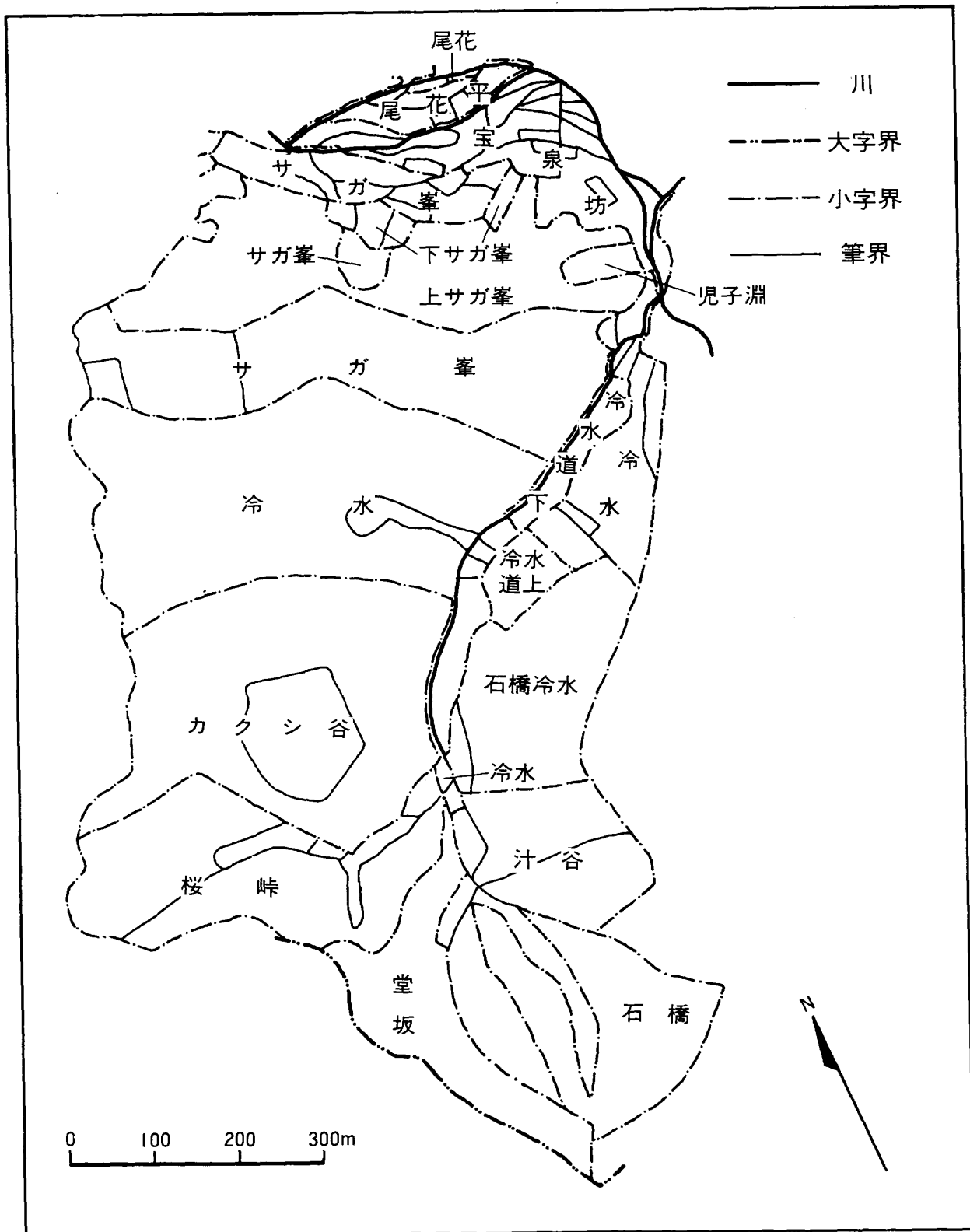


図11 宝泉坊・冷水付近の小字分布図

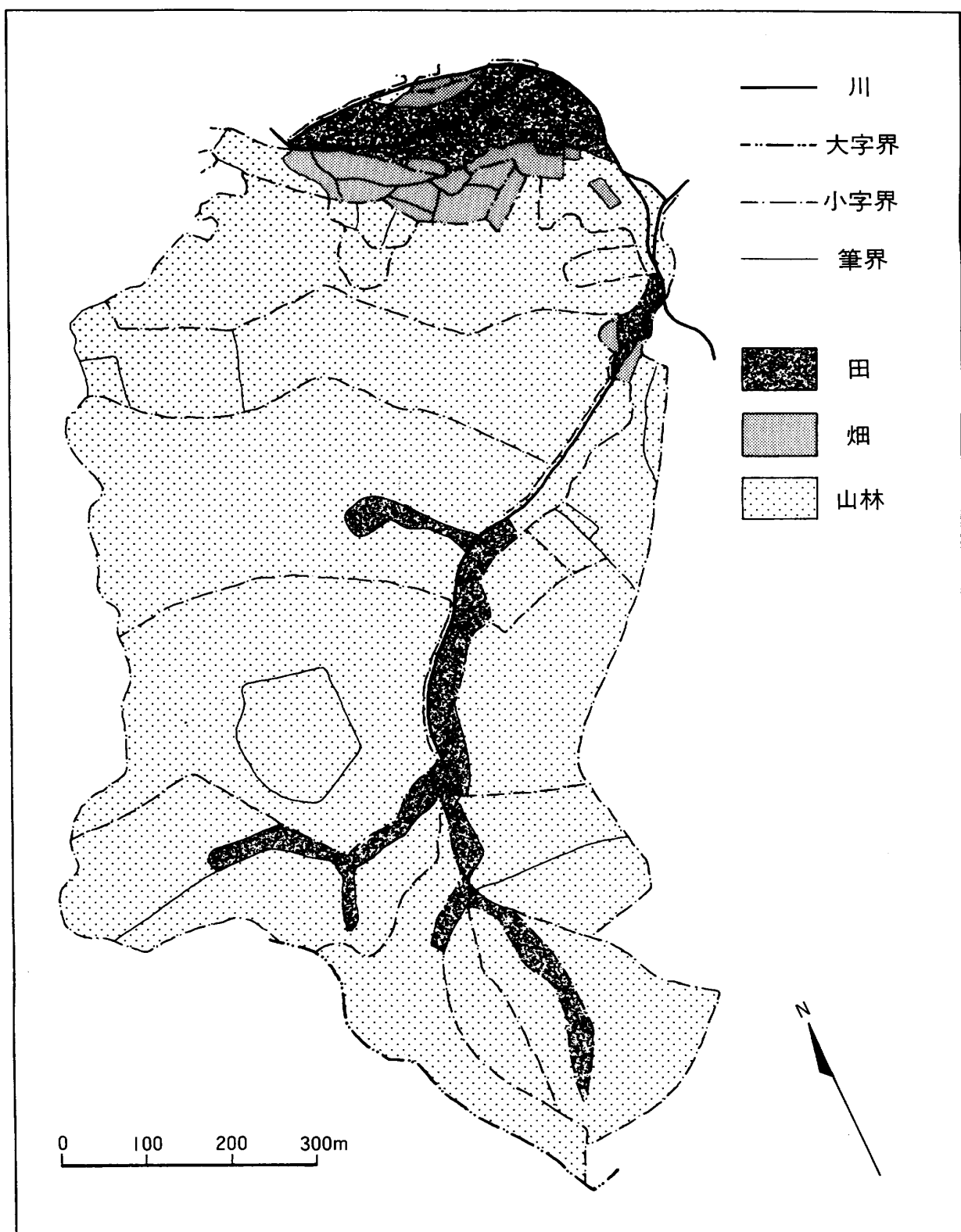


図12 宝泉坊・冷水付近の土地利用図（明治21年）

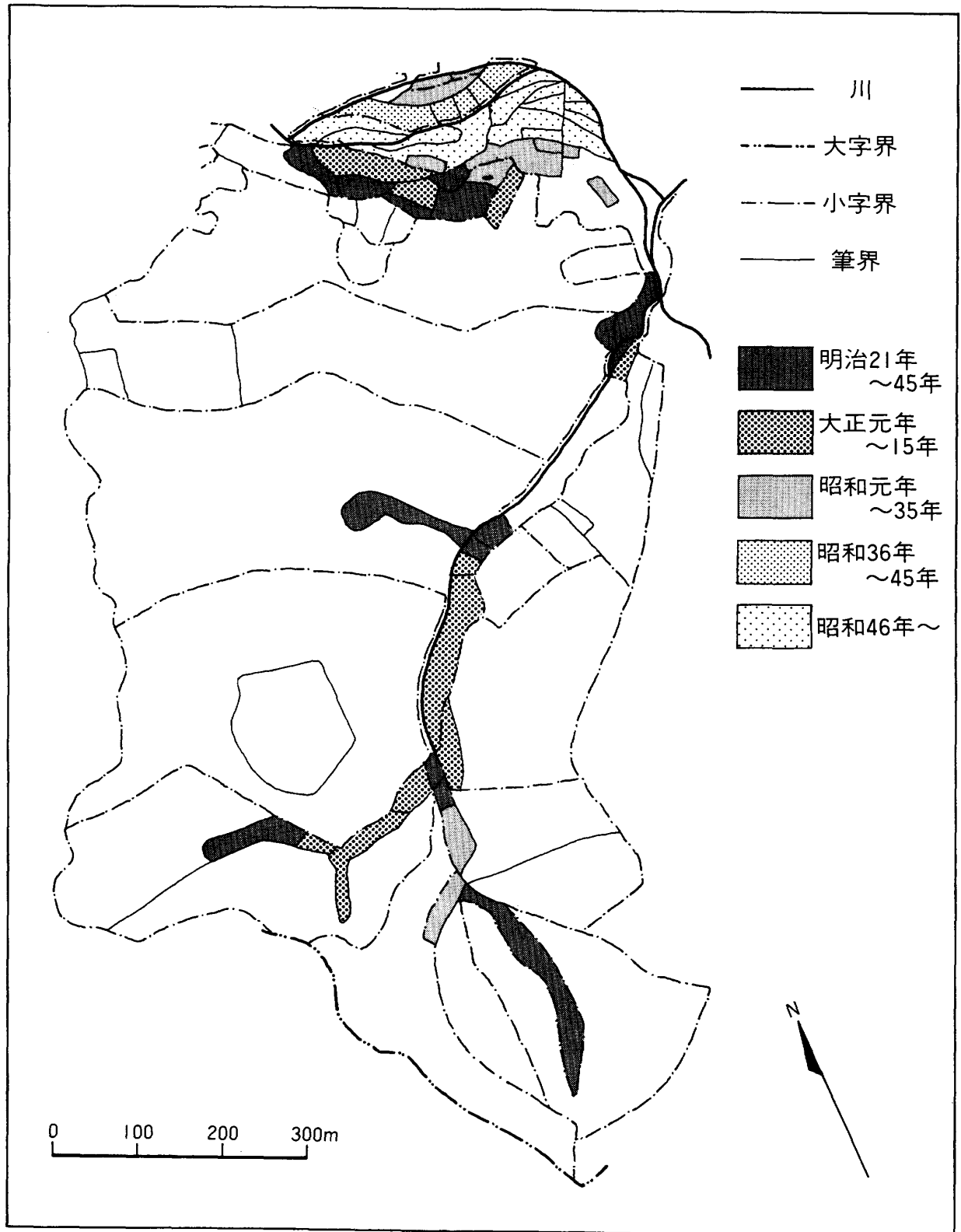


図13 宝泉坊・冷水付近における地筆別山林変換年

に山林化していることが示されている。

以上、吉野山における土地利用の変化を、三つの範域を例にとって見てきた結果、(2)節の最後で予想したように、田畑の山林化という現象が明治期から現在まで継続して起こっていることが確認されたと言える。

また、山林化の時期と耕地の位置との関係については、労働条件の悪い所から山林に変換していくという傾向が看取できる。すなわち、北畑では、集落から遠い谷下部の畑が放棄されており、穀屋田・冷水の谷でも、通耕に手間のかかる高所・遠方の耕地から山林になっている。そして、穀屋田・冷水の谷ではほとんど耕地が消滅したにもかかわらず、北畑にまだ畑が残存しているのは、やはり集落から近いという理由のゆえであろう。さらに、いずれの場合も川沿いの田は山林化するのが新しいということから、土地条件も関係していることが理解できよう。

(4) 土地利用変化の要因

それでは、このような「田畑→山林」という土地利用の変化が起こる要因は何であろうか。一般的に考えれば、食料が外部から移入され、それを購入する現金収入があるならば、食料を自給する必然性はない。通常の農村と違って、早くから商業・観光業が発達し、さらに現在通勤が普通となった吉野山は、それに該当しよう³³⁾。そして、土地があっても、食料生産に要する手間・経費に見合う収益がなければ、生産条件の悪い場所であえて作物を栽培することはない。吉野山の場合、平地に乏しくかつ山間部で日はあまり当たらず、稲作を行なうには水が冷たくて(上述の如く「冷水」という小字名がある)収量はよくないという³⁴⁾から、耕地が減少するのは当然のこととも言えよう。

しかしながら、そのようにして放棄された田畑が、なぜ原野ではなく山林になるのかという点も考えてみる必要がある。吉野は、言わずと知れた林業の本場である。吉野林業の古くからの中心地は吉野川上流の川上村であるが、吉野山が吉野林業地帯の一角を形成していることも事実である³⁵⁾。聞き取り³⁶⁾によれば、吉野山での植林は明治維新以降であり、古いもので現在2代めの木だという(杉檜は植えてから伐採できるようになるまで60~70年かかる)。条件のよい所から植林を始め、土地が痩せて雑木林³⁷⁾だった所も、終戦後昭和30年頃からどんどん植林を進めたということである³⁸⁾。このような流れの中で、耕作を放棄した田畑をただ荒地にするのではなく、植林しておけばいずれお金になるとの見込みのもとに、杉檜を植えていったのである。田畑の山林化は、一面において、造林の指向をも持っていると言える。

山林に関してもうひとつ触れておかねばならないのは、図3~図6の事例に出てきた桜植樹の問題である。現在桜の見られる区域には、明治20年代に畑だった所がある。つまり、畑に桜樹を植えている訳である。全国に名だたる桜の名所である吉野山では、桜樹林の手入れや観桜施設の整備とともに、当然のことながら、桜の植樹が行なわれている。吉野山保勝会が昭和4年に吉野町当局に出した補助申請の中には、「桜樹ノ植栽」として、以下のような説明がある³⁹⁾。

枯死ニヨル補植ヲナスト共ニ景勝地帯ニシテ、雑木林、竹藪、田畑等ノ場所ニ対シ、或ハ買収ヲ行ヒ、或ハ又所有者ノ諒解ヲ得テ、其処ニ大凡一千本計リノ大ナル桜樹ヲ植栽シテ、風致ヲ増進スルニ努メタリ、而シテソノ主要ナル場所ハ黒門ト仁王門トノ間、道路ノ北側ニ位置スル所ナリトス。

すなわち、景勝地にある雑木林、竹藪、田畑などの場所に、桜の苗木を植えているのである。下千本・中千本・上千本付近の山林化には、このような経緯によるものもいくつかあると考えられる。

なお、耕地の「桜樹林化」について付言すると、このことは、裏返しに考えれば、明治中期に現在より桜樹林が少なかったということである。さらに言えば、近世以前においても、今ほど桜が一面には見られなかったということを示唆しているのではなかろうか。もっとも、明治維新以後、いったん桜に対する公的保護がなくなり、民有地の桜樹が消えかかったともいう⁴⁰⁾から、単純に近世の桜の数が現代より少なかったとは言えないことも事実である。しかし、近世における食料生産の重要性を考慮すると、全山桜に覆われる吉野山の景観というものは、食料生産の必要のなくなった今日だからこそ可能な姿のような気がする。

V. おわりに

以上本稿では、吉野山が近世にかなりの農業生産力を持っていたと指摘することから問題を提起し、特に明治期以降における吉野山の農業的土地利用とその変化について、土地台帳と地籍図を主な資料として検討した。その結果、田畑の山林化という現象が、生産条件の悪い所から継続的に起こっていることが明らかになった。そして山林化の要因については、一般的な耕作放棄の面以外に、吉野地方独特の山林に対する価値観や桜植樹の運動があることを述べた。

残された課題は多いが、たとえば本稿では、吉野山の農業的土地利用に焦点を絞り、それにとってかわりつつある山林としての利用については、詳しく言及する余裕がなかった。また、土地利用とならんで土地に関するもうひとつの重要な側面である土地所有に関しても、触れることができなかった。吉野山の宗教集落としての性格を考える時、金峰山寺（蔵王堂）の土地所有はやはり扱わずにはおれない課題であるし、また吉野山を一地域社会として見た時、共有地（区有地）の問題にも注意を向けねばならない。

さらに、本稿の冒頭で述べたとおり、吉野山本来の性格である宗教集落・観光地の面も追求していく必要がある。これらの課題については、後日稿を改めて論ずることとしたい。

土地台帳・地籍図の閲覧に際しては、吉野町役場税務課の方々にひとかたならぬお世話になった。末尾ながら厚くお礼申し上げたい。

なお、本研究費用の一部に、平成2年度駒沢大学特別研究助成金を使用した。

注

- 1) 小田匡保「山岳聖域大峰における75霊地観の成立とその意義」, 人文地理41-6, 1989, 24-40頁など。
- 2) これらに関する既往の研究としては, ①吉野町史編集委員会編『吉野町史上・下』, 吉野町役場, 1972, ②首藤善樹『金峯山』, 金峯山寺, 1985, ③宮坂敏和『吉野—その歴史と伝承』, 名著出版, 1990, ④吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(『吉野山修験道関係資料調査報告書』, 元興寺文化財研究所, 1982) 1-25頁(一部は, 宮家準編『民衆宗教史叢書6 御嶽信仰』, 雄山閣出版, 1985, 183-200頁に所収) などがある。なお, 一般には「吉野」の地名の方がよく知られているが³, 集落名は「吉野山」である。
- 3) 石高には, 田畑の他, 屋敷が含まれる。なお山は, 周辺の村々における検地帳の記載から判断して, 石高に含まれないと考えられる。
- 4) 元禄郷帳・天保郷帳による。①史籍研究会『天保郷帳(一)(内閣文庫所蔵史籍叢刊55)』, 汲古書院, 1984, 28頁, ②史籍研究会『天保郷帳(二)-附元禄郷帳(内閣文庫所蔵史籍叢刊56)』, 汲古書院, 1984, 399頁。また, 文禄4(1595)年の豊臣秀吉の朱印状, 慶安元(1648)年の徳川家光の朱印状でも, 853石9斗とされている。③奈良県吉野郡役所編『吉野郡史料(中巻)』, 名著出版, 1971, 85-86頁。④辻善之助・村上専精・鷲尾順敬編『新編明治維新神仏分離史料第8巻近畿編(2)』, 名著出版, 1983, 397-399頁。
- 5) 平均村高については, 木村礎『村の語る日本の歴史—近世編①(そしえて文庫9)』, そしえて, 1983, 16-17頁参照。
- 6) 下市村は1019.551石, 阿知賀村は1376.463石である。
- 7) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳・近畿編』, 近藤出版社, 1975, 113頁。吉野山と同じく蔵王堂領であった小路村(現下市町内)も, 元禄・天保郷帳では159石3斗だったのが, 『旧高旧領取調帳』では277石2斗9升9合と2倍近い数字になっている。それ以外の周辺の村々では, 郷帳と『取調帳』の間に石高の相違がなく, 表高と実高の違いは, 吉野山・小路村の蔵王堂領だけに見られる特徴である。
- 8) 金峰山寺蔵の慶応4(1868)年4月の『取簡帳』(首藤善樹作成の仮目録では『吉野山取簡帳』とされている)によれば, 「吉野山領」は2292石3升3合とされ, うち1278石8斗3升3合は「寛文十戌年検地ニ付出高」となっている。なお, この「吉野山領」の中には小路村の分が含まれており, 小路村の高277石2斗9升9合を引くと, 『旧高旧領取調帳』記載の2014石7斗3升4合に一致する。同種の史料は, 前掲注4)③86-89頁にも見られる他, 前掲注2)④8-9頁で, 吉井が寛文10年検地について要領よく述べている。
- 9) 吉野山の面積は10.65km²で, 現吉野町域の藩政村(≒大字)の中では最も大きく, 以下柳が7.67km², 西谷6.28km², 小名5.57km²と続いている。吉野町役場企画課編『町勢要覧吉野1986年版—統計資料編』, 1986, 2頁による。ただし, この統計では吉野町の合計面積が94.92km²になっており, 1989年に国土地理院が測定し直した吉野町の面積値95.65km²より若干小さい。新しい面積値については, 建設省国土地理院『平成元年全国都道府県市区町村別面積調』, 日本地図センター, 1990, 140頁を参照。
- 10) 中世の金峰山寺は, 吉野郡を中心にかなりの寺領を持っていたが⁴, 秀吉の朱印状では吉野山と小路村のみが寺領として許されている。このような金峰山寺の経済的基盤の喪失により, 17世紀に吉野山内での耕地開発が図られた可能性がある。中世の金峰山寺領については, 前掲注2)①上55-58頁や, 注2)②158-163頁を参照。
- 11) 明治3年12月に上知されている。「地誌—大和国吉野郡吉野山」, 1883(『大和国吉野郡村誌』, 奈良県立奈良図書館蔵に所収)。なおこの資料は, 本稿末尾に翻刻しておいた。
- 12) 『奈良県の地名(日本歴史地名大系30)』, 平凡社, 1981, 850頁所引の喜蔵院文書による。

- 13) 前掲注2) ②208頁。ただし、小路村分を含んでいる可能性がある。
- 14) 前掲注4) ④432頁。
- 15) 前掲注11)。ただし、これら以外に社寺の戸数が16戸ある。
- 16) 『吉野町誌』、吉野町役場、1933、7頁。
- 17) たとえば、1980年の農業集落カードでは、経営耕地面積が田0.68ha、畑4.67ha、樹園地0.77ha(畑+樹園地=5.44ha)となっており、田1ha、畑7haという属地的データに近い数値が出ている。
- 18) 吉野町では現在地籍調査を進行中であるが、まだ吉野山には調査が及んでいない。地籍調査が行なわれれば、このような齟齬もかなり是正されるものと思われる。
- 19) 1980年の農業集落カードでは、属人による耕地面積は過小申告があるため、属地による耕地面積に比べて、全国計で14%ほど少なく出てくるという。『(地域計画のための)農業集落カードハンドブック』、農林統計協会、1982、38頁。
- 20) 明治17年に設定された戸長役場管理区域では、吉野山と六田外四ヵ所が別々になっていたが、吉野村成立直前の明治21年10月中旬に併合されている。土地台帳の整備は、吉野村の成立を念頭に置いて、この直後に行なわれたのであろう。戸長役場管理区域については、前掲注2) ①上385-387頁参照。
- 21) 前掲注11)。ただし税地の面積であり、田・畑・宅地・山林・藪の項目しかない。
- 22) 明治22年12月現在とし、田・畑・宅地・山林・原野の他、地租のかからない学校地・池・墓地についても集計の数字が出ている。しかし、明治16年のデータもそうだが、社寺の境内地は含まれていない。なお、明治22年のデータには、田の内歩が2反8畝11歩、外歩が2町9反1畝8歩、畑の外歩が8町2反7畝27歩とある。
- 23) 吉野町役場所蔵。「吉野郡吉野山村全図」と題し、明治22年11月に「実査」、明治23年6月に製図されたもので、明治23年10月30日付の「奈良県地籍検査済証」の朱印がある。縮尺は4000分の1とされている。この他、本図の前身と思われる第5大区6小区時代(明治9年10月~明治11年7月)の「吉野山実測図」も所蔵されている。奈良地方務局吉野出張所所蔵の地籍図は7枚に分かれ、縮尺が大きい。「大阪府大和国吉野郡吉野山」時代(明治14年2月~明治20年11月)の図である。本稿では、吉野町役場所蔵分を利用させていただいた。
- 24) 近年閲覧用に作製した地籍図の複製図は、吉野町役場所蔵分(昭和50年拡大複製、縮尺1000分の1)が51枚に、法務局所蔵分(昭和57年原寸複製)が67枚に分けられている。もとの明治期の地籍図がかなりの大きさであることが理解されよう。
- 25) 吉野町役場所蔵の地籍図を利用したため、図の筆界は明治期のものであり、現在の地目も明治期の筆界の上に落とした。分筆をして相互に異なる地目になった場合、その分筆界が判明しないことが多いので、その時は地積の大きい地筆の地目に統一して図化した。なお、地籍図と土地台帳を照合していくと、土地台帳に最初に記載された明治21年の地目と、地籍図に彩色表現してある地目が違う場合がまれにあるが、土地台帳の地目を優先した。また、地籍図(特に複製図)に記された地番に明らかな誤りがいくつかあり、最も正しいと思われる地筆の位置を推定して、そこに土地台帳のデータを落とした。
- 26) 吉野山では、小字域が空間的に連続せず、飛び地状になるケースが時々見られる。
- 27) 地籍図では山林と藪は区別されていないが、土地台帳には山林としながら藪の注記がある。
- 28) 三つあるため池のうちのひとつが、周囲の耕地とともに山林化している。
- 29) 変換年が土地台帳に明記されていない地筆がたまにあるが、最下限の年を採用した。分筆してともに同じ地目に変更しているケースで、互いに変換年が違うが分筆界が分からない場合は、地積の大きい地筆の変換年に統一して図化した。変換後の地目が相互に異なる場合は、前掲注25)に述べたとおりである。田畑からいったん山林になっても、その後宅地など山林以外の地目が変わって現在に至っている地筆は、図に表わしていない。
- 30) この区域の大部分は、昭和10年に吉野山保勝会の所有になっている。

- 31) 前掲注8)。なお、吉井論文に9石8斗5升8合とあるのは、計算ミスか誤植と思われる。
- 32) 土地台帳・地籍図上の耕地1筆は、必ずしも景観的な耕地1区画とは一致しない。土地台帳には、当初地筆ごとに田畑の枚数を記しているが、数十枚が1筆を構成している場合もある。
- 33) 吉野山だけでなく、旧吉野町域の数字であるが、昭和8年に米雑穀商が6軒あった。前掲注16) 13頁。
- 34) 吉野山、平一氏談による。
- 35) 1990年の吉野町の人工林率(人工林面積÷樹林地面積×100)は79.7%、人工林の樹種別内訳は杉が53.1%、檜が46.1%と、両者で人工林のほとんどを占める。1980年に比べて人工林率は増加し、樹種別内訳では杉の比率が減って檜が増えている。農林水産省経済局統計情報部編『1990年世界農林業センサス第1巻奈良県統計書(林業編)』、農林統計協会、1991、53頁、62頁。明治初期においても、たとえば『共武政表(明治8年版)』に、吉野山の「物産」として、松茸・漆・漆器・葛菓子・桜花漬とならんで、「材木」が挙げられている。陸軍参謀部編『共武政表(明治8年版)』、青史社、1976、(巻1)4丁。
- 36) 前掲注34)。
- 37) かつては冬季に炭焼きを行っていたが、安価なプロパンガスの普及によって衰退したという。
- 38) 昭和34年からの10年間は、木材価格の上昇と造林補助金により、全国的に造林がかなり進んだ時期で、吉野町はこの時期に拡大造林を中心として育成林化が進んだ部類に入るという。藤田佳久「吉野林業論をめぐって—東吉野村四郷川上流域の育成林化から」、徳川林政史研究所研究紀要昭和59年度、1985、183頁。
- 39) 前掲注2) ①上424頁。
- 40) 明治26年、吉野公園開設に関連する請願書の中に「維新以前ハ、該地社寺等ノ各朱印地高ノ内ヲ以テ、年々若干ノ補助ヲ為シ、古跡桜樹ノ保護致来候所、維新以降ハ、其出途ナキニ依リ、忽チ保護ニ差支、目下民地ニ桜樹ノ跡ヲ断タントスルニ至レリ」(読点は筆者による)と記されている。奈良県吉野郡役所編『吉野郡史料(上巻)』、名著出版、1971、660頁。

資 料

(表紙)「地誌 大和国吉野郡吉野山」

地誌

大和国吉野郡吉野山

本村往古ヨリ変更セス

疆域

東ハ、同郡喜佐谷村ト谷川並山ヲ以テ境トシ、御園村ト山、飯貝村モ亦山ヲ以テス

西ハ、同郡立石村ト山、阿知賀村モ亦山ヲ以テシ、左曾村ト耕地並山ヲ以テ境トス

南ハ、同郡才谷村ト耕地並山ヲ以テシ、檣尾村ト山ヲ以テ境トス

北ハ、同郡丹治村ト耕地並山ヲ以テシ、橋屋村モ亦耕地並山ヲ以テ境トス

幅員

東西 貳拾五町

南北 壹里貳拾五町

管轄沿革

往古ヨリ本村、金峯山寺之ヲ領シ、明治三年十二月上知

里程

奈良県庁ヨリ南ノ方、拾壹里拾八町
東ハ、同郡喜佐谷村中央迄、壹里壹町四拾六間
西ハ、同郡立石村境迄、貳拾四町拾壹間
南ハ、同郡檜尾村境迄、壹里拾五町五拾八間
北ハ、同郡橋屋村中央迄、壹里貳町五拾八間

地勢

東南ハ金峯山ヲ負ヒ、西北ハ数十町ヲ隔テ村落アリ、四面不平坦ニシテ、三尾二谷ニ跨リ、中尾ニ人家ヲ建テ、左右ハ各嶮岨ニシテ、両谷ニ細川アリ、運躰最モ不便ナリ、薪炭乏シカラス

地味

土色赤黒、其質中等、葉茶ニ中等ナレトモ、稲梁ニ水利不便ニシテ、田少ク、畑多シ、総体地面嶮岨ナルヲ以テ、自ラ旱ニ苦ムノ勢アリ

税地

田反別、拾七町五反七畝貳拾歩
畑反別、五拾七町五反九畝拾七歩
宅地反別、八町四反七畝貳拾八歩
山林反別、三百三拾貳町六反六畝貳拾貳歩
藪反別、九町九反拾八歩
総計、四百貳拾六町貳反式畝拾五歩

貢租

地租、金五百五拾五円六拾貳錢
国税、金百五拾六円六拾貳錢
地方税、金五拾円六拾八錢壹厘
総計、金七百六拾貳円九拾貳錢壹厘

(付箋) 「税地、明治何年調ナルヤ、貢租、何年調ナル乎、十七年 ,
右ハ、(明治) 七年八年共列記スベシ旨ヲ照会ス」

戸数

本籍 三百拾九戸 平民
社 拾壹戸 <郷社三社 村社壹社 無格社七社>
寺 五戸 <真言宗三宇 浄土宗貳宇>
総計 三百三拾五戸

人数

男 七百四拾口 平民
女 七百五口 平民
総計 壹千四百四拾五口

牛馬

牡馬 六頭

山

金峯山、俗ニ大峯山ト云、高サ五百四十丈、^(三つそら) 周囲不詳、本村ヨリ東南ノ方ニアリ、同郡川上郷・北山郷・天ノ川郷各村領ノ山ニ連リ、樹木鬱葱タリ

道路

本村東南ノ方、字二ノ鳥居ヨリ、橋屋村境ニ至ル、長壺里三拾壺町、幅式間、桜樹ノ並木アリ、又字千本ヨリ東北ニ折レ、丹治村ニ至ル往還アリ

陵墓

後醍醐天皇陵、封土ノ高サ壺丈、境内三反歩、本村ノ東ノ方、塔ノ尾山ノ山腹ニアリ、陵上古松古樫樹アリ

社

- ・金峯神社 郷社、々地、＜東西拾壺間、南北百廿間＞、面積千三百式拾坪、本村ノ東南ノ方ニアリ、金山毘古神ヲ祭ル、延喜ノ時、名神大社、明治七年、郷社ニ列セラル、祭日四月十六日、社地中老樹数多アリ
- ・金峯神社奥ノ宮 郷社、々地、＜東西五拾四間、南北四百五拾壺間壺分＞、面積式万四千三百四拾八坪、本村ノ東南ノ方ニアリ、旧ニハ大峯山上本堂ト称ス、明治七年、神仏分離御改正ニ付、郷社金峯神社ノ奥ノ宮ト改称ス、社地中老樹数多アリ
- ・金峯神社口ノ宮 郷社、々地、＜東西三拾壺間九分、南北六拾壺間四分＞、面積千九百五拾八坪、本村ノ中央ニアリ、旧ニハ蔵王権現堂ト称ス、明治七年、神仏分離御改正ニ付、郷社金峯神社ノ口ノ宮ト改称ス、社地中老樹数多アリ
- ・天満神社 村社、金峯神社口ノ宮境内ニアリ、菅公ヲ祭ル、祭日六月廿五日
- ・幣掛神社 無格社、々地、＜東西拾九間、南北九間＞、面積百七拾壺坪、本村ノ北ノ方ニアリ、速秋津比咩神ヲ祭ル、祭日六月三十日、社地中老樹数多アリ
- ・吉水神社 無格社、々地、＜東西式拾間、南北五拾三間八分＞、面積七百八拾坪、本村ノ中央ニアリ、後醍醐天皇ヲ祭ル、祭日九月廿七日、旧ニハ吉水院ト称ス、後醍醐天皇ノ行宮ナリ、御製ニ、「花にねて よしや吉野の 吉水の 枕のもとに 石はしる音」、明治七年、金峯山寺一山、神社ニ御改正ノ砌、吉水神社ト改称ス、社地中老樹数多アリ
- ・吉野山口神社 式内無格社、々地、＜東西拾式間式分、南北五拾間＞、面積六百坪、本村ノ中央ニアリ、天之忍穗耳命・大山祇神・久々能智神・木花佐久夜比咩命・苔虫神・草野比売命ノ六社ヲ祭ル、祭日九月十九日、社地中老樹数多アリ
- ・井光神社 無格社、々地、＜東西四間、南北式間式分五厘＞、面積九歩、本村ノ東南ノ方ニアリ、井氷鹿神ヲ祭ル、祭日九月三日
- ・小山神社 無格社、々地、＜東西廿三間、南北拾壺間＞、面積式百六拾六坪、本村ノ東南ノ方ニアリ、速須佐之男命ヲ祭ル、祭日八月十二日
- ・鷲尾神社 無格社、々地、＜東西拾四間、南北五拾間＞、面積八百式坪、本村ノ東南ノ方ニアリ、大山祇神ヲ祭ル、祭日十一月八日
- ・吉野水分神社 式内無格社、々地、＜東西三拾間、南北六拾四間式分＞、面積千八百五拾九坪、本村ノ東南ノ方ニアリ、天之水分神・天万栲幡千幡比売命・玉依比売命・天津彦火瓊々杵命・高皇産靈神・少彦名神・御子神ノ七柱ヲ祭ル、祭日九月十九日、社地中老樹数多アリ

寺

- ・弘願寺 寺地、＜東西拾壺間六分、南北拾壺間五分＞、面積百三拾三坪、真言宗、紀伊国高野山金剛峯寺ノ末流ナリ、本村ノ北ノ方ニアリ
- ・大日寺 寺地、＜東西拾間、南北拾間＞、面積百坪、真言宗、紀伊国高野山金剛峯寺ノ末流ナリ、本村ノ東南ノ方ニアリ
- ・善福寺 寺地、＜東西廿壺間、南北拾五間＞、面積式百七拾五坪、真言宗、紀伊国高野山金剛峯寺ノ末流ナリ、本村ノ東南ノ方ニアリ
- ・如意輪寺 寺地、＜東西拾六間、南北式拾間＞、面積五百拾八坪、浄土宗、西京智恩院ノ末流ナリ、本村ノ東ノ方ニアリ
- ・長泉寺 寺地、＜東西七間、南北拾四間＞、面積九拾八坪、浄土宗、近江国比叡山延暦寺ノ所轄ナリ、本村ノ東ノ方ニアリ

学校

公立小学校壱箇所、本村ノ中央ニアリ、生徒、男六拾三人、女三拾四人

古跡

- ・蹴拔塔 本村ノ東南ノ方、金峯神社ノ境内ニアリ、文治元年、源義経、此ノ塔内ニ忍ヒ陰クレシヲ、吉野法師等、追ヒ来リケレハ、塔ヲ蹴リ抜キテ、落行シト、因テ、ケヌキノ塔ト名ツクルナリ
- ・苔清水 本村ノ東南ノ方、字安禪ニアリ、文治年中、西行法師、此ノ処ニ庵室ヲ建テ、三年籠リシ旧跡ナリ、泊船集ニ、
露トクトク 心見ニ浮世ヲ ス、カハヤ はせを (芭蕉)
凍解テ 筆ニ汲干ス 清水可奈 全
苔清水 事タル外ニ 保登々義須
(もとどり)
- ・小楠公髻塚 本村ノ東ノ方、延元陵ノ傍ニアリ、正平四年、楠正行、延元帝ノ御廟ニ詣テ、討死ノ御暇乞ナト嘆キ申シテ、髻ヲ切り、如意輪寺ノ過去帳ニ、楠正行・同正時・同将監・和田新発意等、数名ノ名ヲ記シ納メテ、
各留半座乗花台 待我聞浮同行人
サキタ、ハ ヲクル、人ヲ 待ヤセン ヒトツ蓮ノ 中ヲ残シテ
又如意輪塔ノ扉ニ、正行、矢シリヲ以テ書ス
販ラシト カネテ思ヘハ 梓弓 ナキ数ニ入ル 名ヲソト、ムル
(ママ)
- ・村上彦四郎義輝墓 本村ノ北ノ方、字長峯ニアリ、元亨三年正月、鎌倉ノ賊将二階道々温等、六万余騎ヲ率テ、大塔宮ヲ囲ム、宮敗軍ス、時ニ義輝、宮ニカハリテ討死シ、宮ヲ安々落シ奉リ、義輝ヲ葬ムルノ地ナリ
- ・村上藏人義隆墓 本村ノ西ノ方、字赤坂ニアリ、元亨三年、大塔宮軍敗レテ、高野山ノ方へ落行玉フ時、敵ヒマナク追来リケレハ、義隆壱人留テ防キ、矢ヲ射、宮ヲ安ク落シ奉リテ後、討死ス、因テ此ノ地ニ葬ルナリ
- ・四本桜 本村金峯神社口ノ宮社前ニアリ、元亨三年正月、大塔宮護良親王、此ノ処ニ於テ、軍中ノ舞楽ヲ奏シ玉ヒシ旧跡ナリ

名勝

- ・千本桜 本村ノ北ノ方ニアリ、俗ニ壱目千本ト云、桜樹山ナリ、古今集ニ、
ミ吉野ノ 山辺ニ咲ケル 桜花 雪カトノミソ アヤマタレケル 紀友則
- ・三船山 本村ノ北ノ方ニアリ、万葉集ニ、
滝ノ上ノ 御舟山ヨリ 秋ツ辺ニ 来那久渡ルハ 誰喚児鳥
又
御吉野ノ 三舟ノ山ニ 立雲ノ 常ニアラント 我思ハナクニ 人麿
滝ノ上ニ 落ソフ波ハ 嵐吹 御舟ノ山ノ 桜ナリケリ 正三位重氏
此頃ハ 御舟ノ山ニ 立鹿ノ 声ヲ帆ニ揚ケ 鳴ヌ日ソナキ 俊頼朝臣
空清キ 雲ノ波路遠 行月ノ 見舟ノ山ニ 秋風ソフク 平済時
(を)
- ・御影山 本村ノ中央ニアリ
サナキタニ 佐抛ノ神ノ 御影山 ウツラフ花ニ 風モコソ吹ケ 大納言雅章
- ・袖振山 本村ノ中央、吉野山口神社<旧ニハ勝手宮ト云>ノ境内神殿、後ロノ方ノ山ヲ云フ、本朝月令ニ、天武天皇、吉野ノ宮ニマシマシテ、日暮ニ琴ヲ弾シ玉ヒシニ、イト興アリケリ、忽チ、向フノ岑ヨリ雲氣起リ、神女ノ形ナル人髣髴トシテ、曲ニ応シテ舞ケリト
乙女子カ ヲトメサヒスモ カラ玉ヲ 袂ニ巻テ 乙女サヒスモ
乙女子カ 袖振山ノ 瑞籬ノ 久シキ世ヨリ 思ヒ初テキ 人麿
乙女子カ カサシノ桜 咲ニケリ 袖振山ニ カ、ル白雲 参議為氏
乙女子カ 袖振山ノ 玉蔓 乱レテ靡ク 秋ノ白雲 家隆

乙女子カ 袖振山ヲ 来テ見レハ 花ノ袂盤^(は) ホコロヒニ計里^(けり)
 袖反ス 天津乙女モ 思ヒ出ヨ 芳野ノ宮ノ 昔カタリニ・
 ・雲井桜 本村ノ東南方、字子守ニアリ、後醍醐天皇御製ニ、
 爰ニテモ 雲井ノ桜 咲ニケリ 只仮初ノ 宿トオモヘト
 ・青根ヶ峯 本村ノ金峯神社東ノ方ニアリ
 芳野川 石瀬ノ波ニ ヨル花ヤ 青根我岑ニ 消ル白雲 頼政
 佐保姫ノ 遊フ処ハ 奥山ノ 青根カ嶺ノ 苔筵^(かた)可奈 公実

物産

杉木、其質美ナリ、毎年伐出高、長式間幅四尺ヲ以テ壺床トシ、八百床、
 樽丸、五百丸、紀伊国和歌山ノ港ニ輸送ス、
 楮皮、八百束、同郡小川郷へ売捌、
 漆汁、拾樽、紀伊国へ輸送ス

民業

男 農耕ヲ業トスル者、百四戸、
 山林培埴^(つち)ヲ業トスル者、三拾戸、
 旅人ノ宿泊ヲ業トスル者、四拾戸、
 商売ヲ業トスル者、七拾戸、
 諸工ヲ業トスル者、四拾戸、
 運踰ヲ業トスル者、三拾五戸
 女 縫織ヲ業トスル者、弍拾五人

右之通ニ御座候也

明治十六年五月

大和国吉野郡吉野山

戸長

山口謙蔵 (印)

用掛

谷田嘉市郎 (印)

〔翻刻者注〕

本資料は、『大和国吉野郡村誌』（稿本、奈良県立奈良図書館蔵）に収められているものであり、明治期の吉野山を「地誌」として記録した貴重な史料として、ここに翻刻することにした。明治期のこの種の記録としては、川井景一編『大和国町村誌集』、明治24（1891）年刊（復刻版：『大和国町村誌』、名著出版、1985）がよく知られているが、本資料とそれとを比較してみると、『町村誌集』の記述は、『村誌』と記載順序・数値などがまったく同じであり、『村誌』の要点だけを抜粋した形になっていることが分かる。『町村誌集』の「凡例」には、「元町村誌」が総計1593冊あると記されており（明治14年の内務省の命によるものか）、奈良県立奈良図書館に所蔵される大和国一円の村誌類の綴りは、おそらくこの「元町村誌」に相当するものと思われる。したがって、『町村誌集』の典拠たる『村誌』には、『町村誌集』よりもさらに詳しい情報が期待できる訳だが、それに加えて、刊本の『町村誌集』には誤植と思われる数値があり、それを確かめる意味においても『村誌』の価値は高いものがある。

翻刻にあたっては、旧字体・異体の字を現在通用のものに直した他、読解の便を考えて、読点・中点などを適宜入れ、改行をした場合もある。割注は< >に入れて示した。（ ）内は、翻刻者の施した注記である。なお原文は縦書きである。